

宗像市老朽空き家等除却促進事業補助金

宗像市内の  
空き家  
**限定**

# 危ない 空き家を 解体しませんか？

**最大 60 万円補助**

※解体費用の1/3以内

空家等対策促進区域内

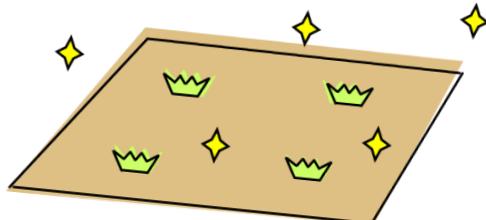
空家等対策促進区域外

**最大60万円補助**

**最大30万円補助**

**空家等対策促進区域**(下記の地域のうち市街化区域以外の地域)

大島、地島、多禮、田島、深田、牟田尻、吉田、神湊、江口、池田、田野、上八、鐘崎、用山、久原、朝町、陵厳寺、名残、武丸、吉留



お問い合わせ先

宗像市 都市再生課 街なか再生係  
電話 : 0940-36-9777(直通)

詳細は裏面を  
ご確認ください

# 老朽空き家の解体補助のご案内

## 補助対象者(補助の申請ができる方)

### 老朽空き家の所有者 又は相続人

※申請者以外に家屋の権利を有する人がいる場合は、全員の同意が必要です。

※市税を滞納している人、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する人は補助金を受けられません。

## 補助物件(①、②を両方満たしている物件)

- かく ① 昭和56年5月31日以前に建築された市内の空家  
② 次の要件を満たし、1年以上居住その他の使用がなされていない空家

### 要件

- ア. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- イ. そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ウ. 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- エ. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※「空家等対策の推進に関する特別措置法」第14条第3項に基づく命令の対象となっている家屋は対象外です

## 補助金額(①、②のいずれか低い方の金額)

※ 補助金額は千円未満の端数を切り捨てます

- 低い方 ① 除却に要した費用(基礎部分を除く)の1/3  
② 60万円(空家等対策促進区域外の場合は30万円)

### 空家等対策促進区域(下記の地域のうち市街化区域以外の地域)

大島、地島、多禮、田島、深田、牟田尻、吉田、神湊、江口、池田、田野、上八、鐘崎、用山、久原、朝町、陵巖寺、名残、武丸、吉留

例1 空家等対策促進区域内で除却費用が200万円かかった場合

$200\text{万円} \times 1/3 = 66.6\text{万円}$   
左記の条件に基づき、補助金額は26万円

例2 除却費用が80万円かかった場合

$80\text{万円} \times 1/3 = 26.6\text{万円}$   
左記の条件に基づき、補助金額は26万円

## 申請手続きの流れ

※1 窓口混雑によりお待たせする場合があるため、電話で事前予約をお願いします。  
各種届出の様式は都市再生課の窓口でお渡しできます。

※2 補助金の交付決定前に工事契約または工事着手をした場合は、補助の対象外になります。

